競争原理を高め、参入を促し、価値向上へ

(1) 指定期間の長期化 < 更新制の導入 >

実績評価の高い施設の指定管理者は、指定期間(通常5年)をさらに1期分更新(最長10年)

(2) 指定管理料上限額の算定ルールを整備

人件費、一般管理費の積算基準を統一的に規定 / 募集要項に管理運営経費を明示し、事業規模を明確化

(3) リスク分担の見直し

<老朽化リスク>修繕費を実績払い(精算対象経費)へ変更 / <物価変動リスク>著しい物価変動は両者協議を明確化

(4)選定時に社会的価値を新たに評価

提案内容の社会的価値(社会貢献・地域貢献)を評価するよう審査項目を新設 / 更新制の導入により、優秀実績加点を廃止

(5)「仕様発注」ではなく「性能発注」を徹底

性能発注の概要などをガイドラインに明示 / 性能発注に適した募集要項等の様式を改定

(6)公募前に事業者とコミュニケーション機会を確保

公募前に指定管理者や参入可能性のある事業者との意見交換を行い、仕様や条件の見直しを推進することを規定

(7) 指定管理者の自主事業への挑戦を応援

自主事業の実施検討段階での施設利用を認めるトライアル事業制度を創設

(8) 民間提案の実現や、新規参入を支援する相談体制の構築

提案実現に向けた検討や調整を行う相談窓口を設置 / 指定管理者セミナーの開催など、市内中小企業等の参入促進を図る

(9)公金の取扱事務を効率化

会計規則の見直し(収納金の数日分を取りまとめた払込を可能に)

(10) 運営実績を評価に連動 (不正行為へのペナルティなど)

実績評価が低評価の場合、次期選定時に減点する / 民間投資や収益還元を評価に反映 / 管理運営実績の情報公開

1 事業者が応募しやすい仕組み (競争性の確保)

指定管理業務への参入を希望する事業者が応募しやすい仕組 みとすることで、適切な競争性を確保し、最も効果的に施設の 設置目的を達成できる事業者を選定する。

2 施設のポテンシャルの最大化 (潜在能力の開花)

行政の柔軟な対応で民間事業者のノウハウをさらに引き出す ことにより、施設に内在する価値を顕在化させ、多様化する住 民ニーズに効果的・効率的に対応していく。

3 その他の取り組み

制度検証の結果、取り組むべきことが判明したその他の事項へ、適切に対応を行うもの。